

第4回 土岐川流域新五流総地域委員会 議事概要

土岐川流域新五流総地域委員会事務局

日時：平成27年1月21日（水）10:00～11:45

場所：東濃西部総合庁舎 5階 大会議室

1. 議事

- (1) 「土岐川流域における総合的な治水対策プラン」の今後の進捗管理について
 - 1) 次期短期目標（10年程度）の進捗管理について
 - 2) 地域委員会を開催する頻度と時期について
- (2) ソフト対策に関する情報提供について
 - 1) 浸水想定区域図やハザードマップの更新について
 - 2) 危険水位等の見直しについて

2. 議事要旨

- 「土岐川流域における総合的な治水対策プラン」の今後の進捗管理について
議事1)、2)の項目の内容について事務局から説明があり、質疑、意見交換が行われた。各項目について交わされた質疑応答、意見の主な内容は以下の通りである。
- (1) - 1) 次期短期目標（10年程度）の進捗管理について
 - ・ 改定したプランでは、長寿命化、耐震等についてよく考えられており、多自然川づくりについても配慮がなされている。また、この地域委員会の意見等がよく反映されているという印象を持っている。
 - ・ 資料1-2の長寿命化では、健全度を「○」、「△」、「×」で示しているが、「×」の場合は健全性をどのように確保していくことになるのか。
→ 点検結果で「×」になった箇所では、その状況によって対応は異なるが、時期、補修内容を明確にしながら対応したい。
 - ・ 資料1-3のソフト対策の欄で斜線が引いてある項目は、完了済ということか。
→ 資料1-3では、各市がソフト対策で取り組んでいる項目を記載しており、斜線の項目は、これまでは具体的な計画が無かった項目である。斜線の項目であっても状況変化に応じてフィードバックしながら追記するなど、適宜更新していくこととなる。
 - ・ 水位、雨量などの詳細な情報を、インターネット等によりリアルタイムで提供してほしい。
→ 水位計、雨量計、カメラについては県ホームページで公開している。今年度から各市町村の意見を聴取しており、各市町村の意見を踏まえて観測機器の増設箇所について検討していく。

- ・資料1－3で「開発に伴う流出抑制」を記載しているが、ゲリラ豪雨時に土地開発地から河川へ濁水が流入し、魚類に被害が出ることがある。大規模開発の事業者に対して漁業組合と打合せするよう各行政機関から指導してほしい。
→ 各市に対して開発協議が出された場合は、関係機関が連携を図りながら対応していくこととなる。また、県でも開発にかかる許認可等があるため、流出抑制などの観点からチェックをしていく。
- ・土岐川については階段、坂路など消防作業の足場となる施設が整備されているが、緊急時の防火水源確保の観点から市街地の支川にも足場等を確保していただけないか。
→ 土岐川のような比較的大きな河川には階段、坂路を設けているが、市街地の小河川では、用地等の制約もあり、一般的に対応が難しいのが現状である。しかし、階段等を設ける土地があれば協力したいと考えているので、具体的な場所等があれば相談していただきたい。
- ・土岐川では魚を釣っている、鮎掛けをしている姿はほとんど見られない。水量が減ったこともあるが、水質について皆が良く思っていないためではないか。地域住民としては昔のようなふるさとの川を取り戻してほしいと思っている。
→ 治水や河川環境に配慮した河川改修に際して瀬や淵をできるだけ残すなど、自然と共生した川づくりを進めることとしており、総合的な治水対策プランでも記載している。今後も関係機関と調整しながら治水と環境がバランスしたより良い川づくりを進めていきたい。

(1)－2) 地域委員会を開催する頻度と時期について

- ・資料1－2、1－3の進捗管理資料は毎年度更新していくのか。
→ ハード対策、ソフト対策の進捗管理については毎年更新する予定である。情報提供の方法は別途検討する。地域委員会での開催頻度については2年に1度を考えている。
- ・地域委員会を開催する頻度を2年に1度にした根拠を教えてください。
「大災害が起きた時、適宜開催する」としているが、開催年の時に大災害が起きた場合は、災害の対応で開催できないのではないか。県全体の単位ではなく、例えば各土木事務所単位で小委員会を毎年1回の開催することなどはできないか。
→ 新五流総フォローアップ委員会にてご意見を報告し、委員会の中で協議させていただいて、どういう方法が良いか検討することとしたい。

○「ソフト対策に関する情報提供」について

議事1)、2)の項目の内容について事務局から説明があり、質疑、意見交換がなされた。各項目について交わされた質疑応答、意見の主な内容は以下の通りである。

(2) - 1) 浸水想定区域図やハザードマップの更新について

(2) - 2) 危険水位の見直しについて

- ・資料4に「現在設定されている氾濫危険水位等が要領の内容を満足するか検証を行い、満足しない場合は設定水位を見直し」とあるが、危険水位を見直すのか。
→ 見直しの結果によって、氾濫危険水位等を変更する箇所もあれば、変更しない箇所もある。

- ・氾濫危険水位等の見直しがあった場合、橋脚等の水位表示板の塗り直し等の対応が必要となると考えられるがどのように対応していく予定か。
→ 水位が見直しされた場合は水位表示板の修正が必要となるため、速やかに対応していく予定である。

- ・資料4のような河岸の侵食があった場合は、住民の方々にどのように周知していけばいいのか。
→ 国交省からこういう形でという具体的な通知等が出ていないが、ある水位に到達したら現地確認しながら評価し情報提供しながら、周知していくことになると考えている。

- ・資料1-3に関しては、毎年度、各市に対して実施状況の調査依頼を出されているが、細かく区分されたソフト対策に対してどのように回答すればよいか分からない場合がある。
→ 資料1-3は、少し見にくい点等があるかと思われるため、書式については関係者に意見を伺いながら見直しを行って改善したいと考えている。

- ・庄内川河川事務所では、来年度中に浸水想定区域図を作成するスケジュールで動いている。
また、【浸透・侵食】の漏水浸透の監視について局所漏水勾配、堤防の法肩と法尻の線を引いた動水勾配をもとに一律にしきい値を決めて浸透や漏水の危ない区間を設定し、この区間を重点的に監視することとしている。区間設定した所について、水防団が追加監視して、漏水が見られた時には市町へ情報提供するという形で今年度から試行している。

- ・多治見砂防国道事務所の管内では、長野県での土砂災害、御嶽山の噴火と大きな災害が発生し、情報共有の重要性を再認識させられた。資料1-3でも様々なソフト対策があり、当事務所では各市町に映像配信できるような仕組みづくりを調整しているところである。